

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野       | 内容区分  | NO.   | 課題  | 提案  | 関連する意見等                                |
|----------|---|---|---|---|--|
| 治水       | 河川整備に関する事<br>治水安全度に関する事   | 治 - 1101  | ・降雨の地域分布は洪水ごとに異なる特性を持っている。(420)                         | ・流域の降雨特性を踏まえた整備を考えるべき。(420)   |  |
|          |   | 治 - 1102  | ・現在大きなダムが無い日野川、足羽川流域に局地的に雨が降った場合の治水をどうするかが問題。(422)      | ・   | 治 - 1102, 1203                         |
|          |   | 治 - 1103  | ・   | ・H14.7洪水のような大雨時にはダムの効果は大きく、有効な治水対策である(435)  | 治 - 1102, 1203                         |
|          |   | 治 - 1104  | ・   | ・足羽川のダムについては、費用対効果、持続性、自然環境保護の観点からダムの必要性について十分な検討をすべき。(438)   |  |
|          |   | 治 - 1105  | ・過去、水防等で左右岸の対立関係があった。(516)                              | ・左右岸の堤防の安全度のバランスを考慮した整備をすべき。(516)   | 治 - 1105, 1106, 1205, 1207             |
|          |   | 治 - 1106  | ・治水面では、狭窄部、堰など歴史や営みを踏まえたものが多くでている。(517)                 | ・上下流・左右岸の関係等を考慮した整備目標や整備メニュー案を検討すべき。(517)   | 治 - 1105, 1106, 1205, 1207             |
|          |   | 治 - 1107  | ・福井は10分降雨が大きく、10分降雨との被害の関係を調査することが必要。(603)              | ・   |  |
|          |   | 治 - 1108  | ・福井市内の小河川の治水には、下水道整備計画の情報が必要。(604)                      | ・   |  |
|          |   | 治 - 1109  | ・既往最大、1.2倍、1.5倍の現実性、妥当性の整理が必要。(504)                     | ・   | 治 - 1109, 1121                         |
|          |   | 治 - 1110  | ・目標流量として、既往最大を上回るものを対象にするか、しないかが大きな課題。(505)             | ・   |  |
|          |   | 治 - 1111  | ・整備目標の設定にあたり全国の事例の提示が必要。(506)                           | ・   |  |
|          |   | 治 - 1112  | ・洪水対策の整備目標には、過去の被害状況や経済的損失状況の情報が必要。(605)                | ・   |  |
|          |   | 治 - 1113  | ・   | ・治水対策の目標設定では、時間・費用面から住民の自衛に委ねることも選択肢としてある。住民が許容できる治水安全度の判断基準もあるべき。(608)   | 治 - 1113, 1114, 1116, 1117, 1129, 1212 |
|          |   | 治 - 1114  | ・   | ・将来における人口、土地利用等社会環境の変化を踏まえた整備目標を設定すべき。(609)   | 治 - 1113, 1114, 1116, 1117, 1129, 1212 |
|          |   | 治 - 1115  | ・   | ・中小河川の整備目標を現実的レベルに引き下げる可能性を検討すべき。(611)  | 治 - 1115, 1119, 1206                   |
|          |   | 治 - 1116  | ・   | ・損害の程度に見合う投資を考えた整備を行うという考え方もあるべき。(612)  | 治 - 1113, 1114, 1116, 1117, 1129, 1212 |
|          |   | 治 - 1117  | ・治水の整備目標レベルは、選択の難しい問題。(614)                             | ・治水の整備目標レベルは、過去の被害、コスト、要する時間等、住民の意向を踏まえた検討をすべき。また、地域と連携した総合的な治水対策の整備メニューも考えるべき。(614)                                | 治 - 1113, 1114, 1116, 1117, 1129, 1212 |
|          |   | 治 - 1118  | ・安全度のレベル設定にはいろいろな形があり得る(613)                            | ・環境面などから治水安全度のレベルを下げる区域がでてくることもある。(613)   |  |
|          |   | 治 - 1119  | ・過去の氾濫や被害の実績を地域がどう受け止められるかが問題。(615)                     | ・地先の安全度、被害レベルの軽減を考える上で、住民参加など整備目標の検討手法を示すべき。(615)   | 治 - 1115, 1119, 1206                   |
|          |   | 治 - 1120  | ・降雨パターンの異なる出水を対象として氾濫シミュレーションが必要。(921)                  | ・   |  |
|          |   | 治 - 1121  | ・治水に係る目標設定に向けて、安全率でいくのか、確率年でいくのかという点が重要。(922)           | ・   | 治 - 1109, 1121                         |
|          |   | 治 - 1122  | ・   | ・九頭竜川、足羽川での50年確率の洪水では、氾濫によって想定される被害額は同程度であり、両河川とも同じ治水安全度で考えていくべき。(1001)   | 治 - 1122, 1133                         |
|          |   | 治 - 1123  | ・   | ・これまで実施してきた河川改修による治水上の効果を検証するべき。(1003)  | 治 - 1123, 1126                         |
|          |   | 治 - 1124  | ・治水による効果を検証するにあたっては、社会資本基盤の整備がなされてきたことを考慮することが必要。(1004) | ・   |  |
|          |   | 治 - 1125  | ・土木技術者（河川管理者）と住民との治水事業に対する意識の差を縮めていくことが重要。(1005)        | ・   |  |
|          |   | 治 - 1126  | ・実績の降雨特性を踏まえて治水安全度を設定していくことが重要。(1006)                   | ・“過去の洪水が、今起きたらどのようなことが起こるのか”ということを検証すべき。(1006)  | 治 - 1123, 1126                         |
|          |   | 治 - 1127  | ・   | ・足羽川の治水安全度が1/10程度であるのは、市街地を流れているため河川改修ができなかったためである。将来、掘削により1,800m <sup>3</sup> /sを確保できても、それ以上の洪水に対する対策を講じるべき。(1008) |  |
|          |   | 治 - 1128  | ・ダムが建設された場合、降雨分布と流出流量の関係を知ることが重要。(1010)                 | ・   |  |
|          |   | 治 - 1129  | ・   | ・整備に係わる費用を示すことで整備可能な目標（安全度）が絞られる。(1011)   |  |
|          |   | 治 - 1130  | ・整備に必要な費用、時間の他に、環境への影響についても配慮することが重要。(1012)             | ・環境への影響を議論するには、配慮した範囲と具体的な数値を提示すべき。(1012)   |  |
|          |   | 治 - 1131  | ・   | ・安全度を1/150にするという考え方があっていいと思う。(1014)   |  |
|          |   | 治 - 1132  | ・河川における目標設定については、地球温暖化の問題と合わせて考えることが必要。(1016)           | ・当面は20～30年の安全度の確保が必要であっても、100年、150年ターム（時間）でいろいろ安全度を考えるべき。(1016)   |  |
|          |   | 治 - 1133  | ・他ダムの事例からもダムをつくる場合においては、150年・200年の確率で考えることが必要。(1017)    | ・ただしその下流河川については、50程度で全河川の安全度をある程度統一して改修していくべき。(1017)  | 治 - 1122, 1133                         |
| 治 - 1134 | ・   | ・治水の当面の整備スタンスとしては、20～30年から50年ぐらいの幅で目標を定める。その上で費用・時間を考慮して、具体的な目標を設定すべき。(1018)          |   |   |  |
| 治 - 1135 | ・   | ・九頭竜川の整備水準は、“戦後最大の規模”を一つの指針にしていくのか。もっと大きな規模を対象にして設計していくべき。(1302)                      | 治 - 1135, 1137, 1139, 1141, 1142                        |   |  |
| 治 - 1136 | ・   | ・この委員会では、戦後最大の雨量と、いろいろな降雨パターン（波形）の組み合わせを考えることが必要であるか、を議論すべき。(1304)                    |   |   |  |
| 治 - 1137 | ・   | ・九頭竜川の整備水準は、戦後最大以上のもっと恐ろしい洪水に対応したものであるべき。(今までに発生した同規模の洪水を対象としたダムであったら、つくる必要がない)(1305) | 治 - 1135, 1137, 1139, 1141, 1142                        |   |  |
| 治 - 1138 | ・これまでの委員会では、確率での安全度の議論があり、今回の委員会ではどの安全度を選ぶのかということを決めなければならないのだと思っていた。戦後最大規模という1点だけでは、どの安全度を選ぶかの議論ができない。(1306) | ・   |   |   |  |
| 治 - 1139 | ・   | ・長期的には、200年でも300年でも耐えられる川づくりを目指すべき。(1307)   | 治 - 1135, 1137, 1139, 1141, 1142                        |   |  |
| 治 - 1140 | ・   | ・自然現象、自然の歴史の中で戦後最大という表現を用いるのは適当でない。(1308)   |   |   |  |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野 | 内容区分        | NO.          | 課題  | 提案  | 関連する意見等  |                                      |
|----|-------------|--------------|---|---|--|--------------------------------------|
| 治水 | 治水安全度に関すること | 治 - 1141     | ・   | ・30年,50年の安全度では低く、流域委員会ではダム必要性やそれに付随する色々な問題の答えを出していくべき。(1309)  | 治 - 1135,1137,1139,1141,1142   |                                      |
|    |             | 治 - 1142     | ・   | ・流域委員会には、戦後最大規模の洪水に耐えられる河川整備をするべきか、否かという意思決定を求められる。(1310)   | 治 - 1135,1137,1139,1141,1142   |                                      |
|    |             | 治 - 1143     | ・「先行河川の事例」では、どういった考え方で「戦後最大」、あるいは「ダム」を位置づけているかについて把握することが重要。(1314)  | ・   |  |                                      |
|    |             | 治 - 1144     | ・今回資料の「戦後最大」だけでは、被害の程度が見えない。以前に提示された浸水マップ等の被害状況を比較できる資料が必要。(1315)   | ・   | 治 - 1144,1146  |                                      |
|    |             | 治 - 1145     | ・   | ・足羽川・日野川では、雨量の規模と危険となる波形の実績が必ずしも一致していないところがある。「目指す整備水準を実績で評価するか」については、これらを組み合わせて想定される被害と必要となるコストを提示した上で議論すべき。(1316) |  |                                      |
|    |             | 治 - 1146     | ・   | ・氾濫シミュレーションのように、流出パターンによって被害状況の変化が視覚的にわかるような整理結果があると議論しやすい。(1317)   | 治 - 1144,1146  |                                      |
|    |             | 治 - 1147     | ・   | ・対象とする洪水の規模を予め決めてしまうことに不安を感じる。河川整備による環境へのインパクトも判断材料として提供した上で議論すべき。(1318)  |  |                                      |
|    |             | 治 - 1148     | ・足羽川については、実績の波形と降雨量とにいろいろな組み合わせがあるので、そこをいくつか検証し、下流への被害等について議論することが重要。(1320)   | ・   |  |                                      |
|    |             | 治 - 1149     | ・   | ・先進事例の中で、各河川での整備水準（目標とする治水安全度）と資産との関係について紹介してほしい。(1322)   |  |                                      |
|    |             | 治 - 1150     | ・   | ・ここでの議論は対象洪水の選定であり、今後、被害やその他検討を進めていくのに、すべてを対象とするのは作業量が膨大すぎる。議論が発散する可能性もある。対象洪水をもう少し絞り込んで議論していくべき。(1323)             | 治 - 1150,1151  |                                      |
|    |             | 治 - 1151     | ・   | ・仮に既往最大とした場合にどのようなパターン（組み合わせ）でいくかについては、まず、管理者側で絞り込みをおこない提示していくべき。(1325)   | 治 - 1150,1151  |                                      |
|    |             | 治 - 1152     | ・洪水の流出解析に必要な要素である「降雨強度」、「流出係数」、「流域面積」を設定するにあたっては、過去のデータを基に考えざるを得ないと思うが、将来の自然環境、気象条件、社会基盤整備の変化を見据えながら、これらに対応していくことも必要。(1501) | ・   |  |                                      |
|    |             | 治 - 1153     | ・   | ・ダムが完成するとすべての治水問題が解決するのではなく、ダムの完成と下流の河川整備状況を組み合わせて考えていくことが重要。(1513)   |  |                                      |
|    |             | 治 - 1154     | ・S28年型とS36年型の洪水により、もし九頭竜ダムや真名川ダムがなかったらどんな被害状況になっていたかの想定は？これを明確にすることで、九頭竜ダムと真名川ダムの効果も理解できる。(1612)                            | ・   | 治 - 1154,1155  |                                      |
|    |             | 治 - 1155     | ・ダムによる被害軽減を把握することが重要。(1613)   | ・   | 治 - 1154,1155  |                                      |
|    |             | 治 - 1156     | ・足羽川の安全度は九頭竜川、日野川と比較して低い。どれくらいの安全規模を目指すかという議論も必要（S28型洪水、S36型洪水、それとも中間か）。(1617)  | ・   |  |                                      |
|    |             | 治 - 1157     | ・   | ・S28型洪水、S36型洪水の場合、九頭竜川、日野川、足羽川が都市部ではどれくらいの安全度となるか示してほしい（浄土寺ダム（安全度：1/80）のように、三川の安全度といった指標が必要）。(1622)                 |  |                                      |
|    |             | 治 - 1158     | ・   | ・S28型洪水の方が30年で計画を立てる上で現実的であるが、S36型洪水も含めて考えてほしい。(1623)   |  |                                      |
|    | 河川整備に関すること  | 整備メニューに関すること | 治 - 1201  | ・九頭竜川、日野川、足羽川の3河川の合流点は治水上のネックとなっている。(419)   | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1202  | ・九頭竜ダムの治水面の効果は大きいと考えられ、ダムの効果の検証が必要。(421)  | ・  | 治 - 1103,1202                        |
|    |             |              | 治 - 1203  | ・現在大きなダムが無い日野川、足羽川流域に局地的に雨が降った場合の治水をどうするかが問題。(422)  | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1204  | ・降雨の地域差が大きいことから、ダム位置が変われば治水機能が同じとは限らない。(426)  | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1205  | ・堤防の高さが不足している箇所が多い。(502)  | ・流下能力不足の解消には堤防整備が重要。(502)  | 治 - 1105,1106,1205,1207              |
|    |             |              | 治 - 1206  | ・景勝地や環境の面から引き堤できない箇所がある。(515)   | ・景観保全や環境保全を踏まえた治水対策とすべき。(515)  | 治 - 1115,1119,1206                   |
|    |             |              | 治 - 1207  | ・治水面では、狭窄部、堰など歴史や営みを踏まえたものが多くでている。(517)   | ・上下流・左右岸の関係等を考慮した整備目標や整備メニュー案を検討すべき。(517)  | 治 - 1105,1106,1205,1207              |
|    |             |              | 治 - 1208  | ・堤防の質に対する説明をさらに充実することが必要。(519)  | ・堤防の質の強化を整備メニューとして考えていくべき。(519)  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1209  | ・福井市の治水対策としては、足羽川の治水と底喰川の治水の二点が重要。(602)   | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1210  | ・九頭竜川の2つのダムの効果は大きいと考えられ、将来の議論にはダムの効果の検証データが必要。(607)   | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1211  | ・ダムにより洪水を完全に防ぐのは20世紀の発想。(719)   | ・治水、利水面に環境面を含めて、両者を調整した治水方式を考えるべき。(719)  | 治 - 1211,1215,1217<br>環利 - 2903,2904 |
|    |             |              | 治 - 1212  | ・   | ・今までの河川事業費から今後投資できる事業費を踏まえた現実的な整備メニューを議論すべき。(610)  | 治 - 1113,1114,1116,1117,1212         |
|    |             |              | 治 - 1213  | ・今後、河道内の樹林化の問題に対しては、疎通能力もひとつの指標となる。(513,702)  | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1214  | ・樹林化は、横断工作物による土砂の流れの分断、その結果としての河床低下が関係している。日常的な流量の減少だけでなく、洪水による河川の攪乱がなくなったことも要因と考えられる。(804)                         | ・今後の河道計画に当たっては、河道がもともともっていたような水量を流し、インバクトを与える。土砂の連続性を考え、川の本流となるには水が常時流れ、かつ土砂も流れる形をできるだけ確保することが重要。<br>・いろいろな目的を達成するために、複数の場所で目的を分散させるという考え方が重要。たとえばダムならば、複数の場所で治水や利水を目的とするダム群としてその機能を果たすことを場合によっては考えていく。(804) | 環利 - 2313                            |
|    |             |              | 治 - 1215  | ・河道掘削は地下水への影響がある。(736)  | ・地下水保全の観点から遊水地案の検討もすべき。(736)   | 治 - 1211,1215,1217<br>環利 - 2903,2904 |
|    |             |              | 治 - 1216  | ・物質循環を踏まえた持続可能なダム開発が必要。(427)  | ・  |                                      |
|    |             |              | 治 - 1217  | ・ダムの小型化（ダム群・遊水地）による複合的利用の検討が必要。(720)  | ・  | 治 - 1211,1215,1217<br>環利 - 2903,2904 |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野       | 内容区分                                       | NO.  | 課題  | 提案   | 関連する意見等                                      |
|----------|--|--|---|--|--|
| 治水       | 河川整備に関する事<br>整備メニューに関する事                   | 治 - 1218   | ・   | ・三川ごとに対象降雨を選定し、それぞれの被害額を勘案して確率年を決定すべき。（1013）   |  |
|          |  | 治 - 1219   | ・20～30年の間に、少なくとも到達可能な整備内容を立てることが重要。（1015）                               | ・  |  |
|          |  | 治 - 1220   | ・   | ・ダムの有無についての検討では、ダムを抱える上流域の樹種、傾斜による流出土砂量の変化についてのシミュレートをもう少し示して議論すべき。（1312）                                      |  |
|          |  | 治 - 1221   | ・ダム整備を選択せざるを得ない場合、水と土砂の流れを確保できる環境に配慮した整備が必要。（1321）                      | ・  |  |
|          |  | 治 - 1222   | ・河川整備の水準を設定するにあたっては、“氾濫は一切許さない”、あるいは“ある程度の氾濫を許容する”等を前提としておくことが必要。（1401） | ・設定した前提に基づき必要となる整備メニューやその施設規模を議論すべき。（1401）   | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1223   | ・   | ・河川整備にあたっては、治水安全度を3川同等とし、各河川でそれに見合った対策を講じるべき。（1403）  | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1224   | ・   | ・目標を定める段階で氾濫を許容する考え方は現実的でない。安全を目指した整備とすることが前提。（1404）   | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1225   | ・   | ・事業実施にかかわる投資額や規模から“どこまでの氾濫を許容できるか”を議論するべきでない。基本的には万全を期した整備を前提とし、費用対効果から優先順位をつけた上で整備メニューを選択していくべき。（1405）        | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1226   | ・少なくとも戦後最大規模の洪水に耐えられる整備は必要。（1406）                                       | ・超過洪水による浸水への対応については、次の段階で議論すべき。（1406）  | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1227   | ・国が住民の安全の確立を目標にするのは当然であり、一つの河川だけが安全であってはいけない。（1407）                     | ・流域全体を眺めて「安全を確立していくためにはどうすればいいか」ということを議論した上で、整備メニューへの対応を図るべき。（1407）  | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1228   | ・   | ・今後の河川整備においては絶対安全といった考えではなく、投資額や環境への負荷等をトータル的に勘案し、妥協点を見出していくべき（そうしないと住民との合意形成が図れない）。（1408）                     | 治 - 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228 |
|          |  | 治 - 1229   | ・   | ・国土交通省は、足羽川ダムに対するこれまでの経緯や今後の検討方針を説明した上で整備メニューを検討すべき。（1409）   |  |
|          |  | 治 - 1230   | ・ダムによる整備では、大規模な土地改変に伴ない環境への影響が生じる。（1410）                                | ・整備メニューが2つ（河道処理案、貯留施設対策案）に分けられているが、これ以外にも整備メニューがないか考えるべき。（1410）  | 治 - 1230, 1232                               |
|          |  | 治 - 1231   | ・治水計画の検討では、降雨確率、流量確率、被害状況等を勘案して対象洪水を絞り込むことが必要。（1416）                    | ・今後、昭和28年9月と昭和36年9月の2洪水を対象として整備メニュー案の検討をすすめ、費用対効果、事業期間内での実現性、地域バランス等の観点から適正な整備メニューを選択していくべき。（1416）             |  |
|          |  | 治 - 1232   | ・   | ・治水の整備メニューには、ソフト的な対策も考えるべき。（1419）  | 治 - 1230, 1232                               |
|          |  | 治 - 1233   | ・浄土寺川ダムで計画されている貯砂ダムは、本ダムの長期的な管理において非常に重要であり、適切に管理していくことが必要。（1601）       | ・  | 治 - 1233, 1234                               |
|          |  | 治 - 1234   | ・   | ・河道に対して適切な流水と土砂の通過を確保することが環境面から重要であり、浄土寺川ダムで計画されている貯砂ダムの管理の中でこれらを考慮していくことに期待。（1602）                            | 治 - 1233, 1234                               |
|          |  | 治 - 1235   | ・河川整備計画原案（案）での記載内容について、曖昧な表現が少し多すぎる。（1603）                              | ・もう少し科学的な表現にすべきである（そうしないと計画まで結びつかないのではないか）。（1603）  |  |
|          |  | 治 - 1236   | ・   | ・調査については目的を明確にし、その調査結果を計画に反映させていくことが重要。また、事業の影響評価を見据えて計画していくことも重要。（1604）                                       |  |
|          |  | 治 - 1237   | ・   | ・ダムをつくる場合には、ダムで多くカットできる方法を講じた方がいい（4川導水）。20～30年間は4川導水を完成させるように考える。（1611）  |  |
|          |  | 治 - 1238   | ・   | ・ダムを新設する場合は、「費用対効果による評価」、「ダムは造ってしまえば元には戻らないことの認識をもつこと」及び「使用するデータの十分な吟味」が重要。（1614）                              |  |
|          |  | 治 - 1239   | ・   | ・4川導水のダムをつくってもS36型洪水に耐えられないのは不安である。（1616）  |  |
|          |  | 治 - 1240   | ・   | ・ダムについて利水を想定しないことになると、洪水時にのみに機能する治水のみのダムも考えられる（水質・土砂移動に対して問題が極めて少ない）。この場合、導水案を前提にするのではなく、分散型のダム等を考えてもいい。（1618） |  |
|          |  | 治 - 1241   | ・ダムをつくるにしても、事前に砂防ダム等の防災的な対策を行っておくことが必要。（1621）                           | ・  |  |
|          |  | 治 - 1242   | ・   | ・整備メニューを評価するにあたっては、事業量、事業費、環境への影響、社会への影響等の評価項目も必要。（1624）   |  |
|          |  | 治 - 1243   | ・あらゆることを勘案してダムが必要かどうかの判断が必要。（1626）                                      | ・足羽川を改修するのであれば、まず河川敷内の施設を下流から撤去すべきである。（1626）   |  |
|          |  | 治 - 1244   | ・   | ・河床掘削をする場合には、河床の地盤状況や地下水の状況にも配慮すべき。（1702）  |  |
|          |  | 治 - 1245   | ・   | ・経済比較を考える場合、工事費とその効果の他に工事によって影響が出た場合の補償費についても考えるべき。（1703）  |  |
|          |  | 治 - 1246   | ・   | ・ダムの規模、金額等もう少し踏み込んで議論してほしい。また、ダムについては、4川導水も視野に入れたものにして、その場合の金額も試算してほしい。（1706）                                  |  |
|          |  | 治 - 1247   | ・   | ・治水を主目的としたダムの場合には、水や土砂を滞留させないという方法についても考える余地がある。（1709）   |  |
|          |  | 治 - 1248   | ・S28.9型洪水に対して対応していく雰囲気となっているが、20年～30年で出来なくても、S36.9型洪水も視野に入れて欲しい。（1710）  | ・  |  |
|          |  | 治 - 1249   | ・   | ・ダムが遊水地ではなく、治水ダムプラス遊水地（ネットワーク化）という考え方が大事である。今後、使えなくなった水田を遊水地に変更していき、従来の用水路をネットワークの手段として利用してみようか。（1918）         |  |
| 治 - 1250 | ・  | ・ダムと遊水地を比較する場合、「環境に対する負荷」、「維持管理していく上でのコストと容易さ」、「中長期計画に対する適合性」といった視点も必要である。（1919）               |   |  |  |
| 治 - 1251 | ・  | ・S28.9型、S36.9型の両洪水に対しては、整備メニューを組合せることによって長期的には対応できるということだが、今日の審議ではダムか遊水地かについての方向性は決めるべき。（2001） |   |  |  |
| 治 - 1252 | ・減反政策等、日本全国同じように農業政策を行っていることに疑問を感じる。（2002） | ・  |   |  |  |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野 | 内容区分                     | NO.    | 課題  | 提案   | 関連する意見等                       |                  |  |
|----|--------------------------|--------|---|--|-------------------------------|------------------|--|
| 治水 | 河川整備に関する事<br>整備メニューに関する事 | 治-1253 | ・洪水によって浸水した遊水地の水田が、また元の生産環境に戻る時間等、栽培の復元に関する事も重要。また、遊水地への流出が繰り返されれば、農家の生産意欲が低下するのではないか。(2006)                      | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1254 | ・110haの遊水地に対して地役権補償するのは不可能ではないか。一生懸命農業をしたい人には足かせになるし、農業を離脱したい人にとっては30%の補償ではなく全部買い取ってもらいたいのではないか。現実的に難しいと思う。(2007) | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1255 | ・   | ・一箇所に大きな110haの遊水地をつくるのではなく、小規模分散型では無理なのか。(2008)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1256 | ・   | ・今日の説明は、最終的にダムにするのか、遊水地にするのかを決める前に、天神橋の整備計画流量をS28.9型の2,100m <sup>3</sup> /sに確定する必要があるということ。その際に、次の3点「三川の合流部を考慮」、「流域での降雨の偏りを考慮」、「上流の未改修部を考慮」を新たに検討に加え、より現実的な検討を行ったと理解すればよい。(2013) |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1257 | ・遊水地案は現実的に難しいのではないか。(2014)  | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1258 | ・ダムと遊水地の比較については、治水計画は30年の対応で終わりではないということも視野に入れて考えることが重要であり、遊水地での対応はその拡張性に問題がある。(2015)                             | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1259 | ・   | ・事業費を節約していこうという現状ではあるが、治水のみだけでなく、ソフト・ハード面で更にプラスアルファのことも視野に入れて考えていくことも必要である。(2016)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1260 | ・遊水地は不確実な技術だが、一方的にダムという確実な技術で何とかしようという方向へ傾いてしまうのも課題が残る。(2017)   | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1261 | ・   | ・ダムについては、ある程度方向づけをしないと当事者の方々に対して申し訳ないと思う。前回の維持流量を補給するケース2と補給しないケース3（治水専用ダム）の議論に戻してほしい。これには、ケース2、3の模型があるとイメージしやすい。(2018)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1262 | ・   | ・ダムに水を貯めるということはエネルギーを貯めることである。ただ水を貯めることでも、新たな付加価値が生まれる。どう生かすかは地元の要望も踏まえて考えてみてはどうか。(2019)   |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1263 | ・   | ・30年間水を貯めるダムだけを考えてきたが、前回では治水専用ダムの賛同が多かったと思う。どのダム案になるうとも水没予定地の者としては賛成したい。ダム建設の是非については、とにかく停滞することなく前進してほしい。(2020)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1264 | ・治水専用ダムは通常のダムと比べ水が貯まらないため維持管理のコストは安くなる。しかし、水が貯まらない分、景観や管理面にどのように取り組んでいくかが課題となる。(2022)                             | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1265 | ・治水専用ダムがイメージできるものや課題の整理が必要。(2023)   | ・今後、河川整備計画の策定に向け、足羽川の整備メニューはダム案の方向で進めていく。(2023)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1266 | ・   | ・洪水調節やかんがい用水・環境用水の補給を補助的に行う多目的の池を整備する場合には、一気に整備するのではなく、将来の土地利用や環境に配慮しながら臨機応変に対応していくようにすればいい。(2101)   |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1267 | ・   | ・治水専用ダムは常時水が流れているということだが、振興事業としてダムサイトを利用するのであれば、できるだけ洪水の度に水が浸からないように整備をすべき。(2103)  |                               | 治 1267,1268      |  |
|    |                          | 治-1268 | ・治水専用ダムでは、洪水を流しつつ調節する機能を確保することが重要であるため、流木等に対する配慮が必要である。(2104)   | ・  |                               | 治 1267,1268      |  |
|    |                          | 治-1269 | ・   | ・治水対策の選定にあたっては、事業費を少なくすることを前提にするのではなく、与えられた制約条件の中から優れたものをつくっていくにはどうしたらいいのかを議論すべき。(2106)  |                               | 治 1269,1270,1906 |  |
|    |                          | 治-1270 | ・   | ・住民を大事にし環境も大事にするのであれば、治水対策は費用を抑えて中途半端なものとするより、多少費用がかかっても将来的に有益なものとするべき。(2108)  |                               | 治 1269,1270,1906 |  |
|    |                          | 治-1271 | ・   | ・治水対策を計画するにあたっては、今後の農業の土地利用の変化から「価値観の多様化への対応」と「リスク分散による対応」の視点が重要。水田は、常時湿地等のピオトープとして利用し、一方で洪水時のリスク分散として遊水地として利用する。(2201)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1272 | ・   | ・足羽川の治水対策は、長期的な対策を踏まえて考えていくことが重要。例えば、用地買収については、長期計画を視野にいれたもので、一挙に解決してほしい。(2202)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1273 | ・   | 遊水地は、あくまで計画規模以上の洪水が発生した場合の補助的な貯留施設として考えていくべきである。(2204)   |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1274 | ・   | 治水対策では、環境や事業費も考慮するが、最も大事なことは安全性の確保である。一番現実的な対策がダムならばダムをお願いしたい。(2206)   |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1275 | ・   | ・当面30年の整備計画では、ダムか遊水地かの選択となる。この委員会は当面30年間で選択すべきものを議論する場であり、それを超えたときの洪水について議論するのはまだ先の話である。(2207)   |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1276 | ・   | ・遊水地を計画するにあたっては、遊水地候補地の地権者に、遊水地に伴う社会的な影響を十分に理解してもらうことが重要。(2208)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1277 | ・   | ・足羽川ダムを穴あきにするか否かは非常に重要。流域委員会で議論をするべきであるが、二者択一となり合意形成は難しいのではないか。(2211)  |                               | 流-1131           |  |
|    |                          | 治-1278 | ・   | ・足羽川の治水対策として、洪水調節については足羽川ダム案で検討を進めるとの意見集約が概ね図られた。(2212)  |                               |                  |  |
|    |                          | 治-1279 | ・日野川の中流・下流域では、人が川に近づきにくい状況になっている。人が川に近づけ、川に関心をもたせるような環境づくりが必要である。(2216)   | ・  |                               |                  |  |
|    |                          | その他    | 治-1901  | ・基本計画の段階から住民意見を反映させることが必要。(459)  | ・地域の実態を十分に把握した上で工事を行うべき。(459) |                  |  |
|    |                          |        | 治-1902  | ・河道内の大木は子供たちの健全な河川のイメージの障害となる。(704)  | ・                             |                  |  |
|    | 治-1903                   |        | ・大規模な工事を進めていく過程で環境に影響が出た場合に、どうして途中でやめることができないのか。(1713)  | ・今後は、モニタリングをしながら工事を進め、環境に影響が出た場合には原因を追及してそれをクリアしながら進めていってほしい。(1713)  |                               |                  |  |
|    | 治-1904                   |        | ・法律上では、何か問題があれば計画の見直しまで立ち戻ることになっているが、実際には工事が大きくなりすぎると手が出せない状況があるように思う。(1716)                                      | ・国には、手を差し伸べるくらいのおおらかさをもってほしい。(1716)  |                               |                  |  |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野      | 内容区分      | NO.   | 課題  | 提案  | 関連する意見等   |   |
|---------|-----------|---|---|---|---|---|
| 治水      | 河川整備に関する事 | その他   | 治-1905  | ・   | ・また、遊水地やダムについては、農業にも影響を与えるため農業関係者の意見を聞いた上で考えるべきではないか。(2102)   |   |
|         |           |   | 治-1906  | ・   | ・治水対策の基本的なルールとして、生命を最優先にするか、環境を最優先にするのか、それとも生命も環境も守るのかの選択が必要。(2107)                                 | 治-1269, 1270, 1906  |
|         |           |   | 治-1907  | ・   | 遊水地として利用する水田の補償については、はじめから遊水地として利用することを前提に地役権補償をするのではなく、計画規模に応じ、被害を受けたときに補償する直接補償も考えてみるべきである。(2203) |   |
|         |           |   | 治-1908  | ・   | ・整備計画は、事業費の比較のみで決めるのではなく、今までの流域委員会の議論を勘案し、かつ協力していただく多くの方々に喜んでもらえるものにするべきである。(2205)                  |   |
|         |           |   | 治-1909  | ・日野川流域交流会では、日野川の樹木伐採を行うための意見交換を行った。そのとき吉野瀬川下流域の住民代表の方が洪水に対する不安を訴え、一日でも早く洪水の不安を取り除くような整備を早めて頂きたいと切実に訴えていた。(2217) | ・   |   |
|         | 流域に関する事   | 森林に関する事   | 治-2101  | ・山村集落の荒廃の問題がある。(411)  | ・治水対策は河川管理だけでなく、流域内の森林保全・山村の振興まで拡大・増強すべき。(411)  | 治-2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利-2201   |
|         |           |   | 治-2102  | ・治水の問題は国交省だけでなく、幅広い取り組みが必要。(433)  | ・森林ダム構想などの省庁の枠を超えた総合的治水対策に取り組むべき。(433)  | 治-2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利-2201   |
|         |           |   | 治-2103  | ・森林(山村)保全が困難な状況があり、大災害を起こす恐れがある。(444)   | ・   | 治-2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利-2201   |
|         |           |   | 治-2104  | ・石徹白川ではたびたび浸水しており、ダム以外にも山の保水力が必要。(448)  | ・落葉樹の育成や植林などの補助制度も考えるべき。(448)   | 治-2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利-2201   |
|         |           |   | 治-2105  | ・九頭竜川上流の天然林が減少している。(501)  | ・水害を防止するため、上流域における森林整備に取り組むべき。(501)   | 治-2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利-2201   |
|         |           |   | 治-2106  | ・石徹白川は土地利用から集中豪雨が来たらそのまま川に流出するところである。(509)  | ・石徹白川流域では治山も考えるべき。(509)   | 治-2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利-2201   |
|         |           |   | 治-2107  | ・河川管理者がどこまで森林保全や林業等の整備に加担し、治水に取り込んでいけるのかが課題。(1418)  | ・   |   |
|         |           |   | 治-2108  | ・浄土寺川上流域の森林面積は減少傾向にある。(1509)  | ・大雨の後には濁水が下流へと流出しているという現状を認識した上で、ダム計画を行うべき。(1509)   |   |
|         |           | 治-2109  | ・計画案を立ててから現在に至るまでの間に造林が成木になって茂り、保水能力が高まっている。このような足羽川上流域の現在の状況を十分に把握することが必要。(1625)     | ・   |   |   |
|         |           | その他   | 治-2901  | ・福井市内では過去に、地下水の汲み上げによる地盤沈下の問題があった。(413)   | ・治水に関して地盤沈下の問題も注意すべき。(413)  |   |
|         |           |   | 治-2902  | ・標高差が少ない地理的条件により、九頭竜川下流域の排水不良の問題がある(414)  | ・   |   |
|         |           |   | 治-2903  | ・治水は上流だけでなく、下流福井市のしっかりした都市計画が必要。(432)   | ・   |   |
|         |           |   | 治-3101  | ・底喰川は、川幅が狭く、土地が低く、浸水しやすい条件下にある。(202、601)  | ・住民の自衛や建築指導等の施策による治水対策を講じるべき(202、601)   |   |
|         | 治-3102    |   | ・   | ・過去の洪水時の浸水深を公共建築物に明示するなど、洪水に備えるための広報を行うべき。(816)   |   |   |
|         | 軽減に関する事   | 治-3103  | ・洪水被害の軽減に向けた地域レベルでの取り組みに対し、行政からの補助金・優遇措置等の可能性について考慮する必要がある。(820)                      | ・   |   |   |
| 治-3104  |           | ・   | ・いっぺんに総合的な計画はできない。まずは、対象とする洪水について被害軽減に向けた治水対策を議論すべき。(治水だけであつたらダムの規模はもっと小さくなるはず)(1319) |   |   |   |
| 環利-1101 |           | ・渇水時における堰の管理運営・決定権を明確にした上で、福井市内の安定した水量確保が必要。(732) | ・異常渇水時も含め、農業用取水との調整を行うべき。(732)  |   |   |   |
| 環利-1102 |           | ・勝山市域内の流量減少区間については市議会でも問題となっており、水量の見直しが必要。(449)   | ・   | 環利-1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303                     |   |   |
| 環境・利水   | 利水に関する事   | 水量に関する事   | 環利-1103   | ・水量の問題は、エネルギー問題として捉えると同時に湧水保全といった地域レベルでの水循環の検証が必要。(458)   | ・   | 環利-1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |
|         |           |   | 環利-1104   | ・大野市民と自治体から水量の見直し検討を要望。(707)  | ・真名川の川幅から見て、現在の維持流量では不足であり、見直すべき。(707)  | 環利-1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |
|         |           |   | 環利-1105   | ・水利権の見直しについてはこの流域委員会でどこまで踏み込むのか議論が必要。(709)  | ・   | 環利-1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |
|         |           |   | 環利-1106   | ・風物詩となっているアユ釣りの風景をとり戻すための水量確保が必要。(703)  | ・中流部においても発電ガイドラインに基づいて改善すべき。(703)   |   |
|         |           |   | 環利-1107   | ・夏季の水量が少なく、発電事情も大きく変化しているため、水利権の見直しが必要。(404)  | ・水利権の見直しにより、川の恵みを人間育成に返すべき。(404)  | 環利-1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |
|         |           |   | 環利-1108   | ・電力用水や農業用水等の総合的な視野からの水利権の見直しを当該流域委員会に要望。(710)   | ・   | 環利-1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野        | 内容区分  | NO.       | 課題  | 提案  | 関連する意見等   |
|-----------|---|-----------|---|---|---|
| 環境・利水     | 利水に関する事<br>水量に関する事  | 環利 - 1109 | ・   | ・気候変動や塩水遡上による経済的被害等、具体的な情報やデータの提示に基づき課題を抽出し、環境用水としての必要流量について議論すべき。(1101)  |   |
|           |   | 環利 - 1110 | ・九頭竜川に大きく依存している水道水は、上流のダムによって安定供給されているものであることを認識することが重要。(1106)  | ・ダムが水量の供給にどのように貢献し、将来にわたってこの運用で大丈夫であるか、について検証していくべき。(1106)  |   |
|           |   | 環利 - 1111 | ・水利流量は人の暮らしに大切であり、維持流量は生き物の暮らしにとって必要。どれだけ人の暮らしの部分を生き物の暮らしのために譲れるかが課題。(1108)                                       | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1112 | ・   | ・維持流量の設定については、是非とも実現すべき。水利権の更新のあり方・やり方等をこの流域委員会で模索していくべき。(1113)   | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |
|           |   | 環利 - 1113 | ・   | ・大野の水辺の楽校の調査データ等、この委員会から提供を促し、維持流量の設定に役立てていくべき。(1114)   |   |
|           |   | 環利 - 1114 | ・これまで減反政策から、その分のかんがい用水が不要になるはずなのに、水利権にまで及んでいないところがある。(1115)   | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1115 | ・ダムによる水量の安定供給が確保されている今日では、水道水として“質”が求められるようになっている。これには、河川の自浄作用の機能を保全していくことが重要。(1204)                              | ・   | 環利 - 1115, 1202   |
|           |   | 環利 - 1116 | ・   | ・下荒井堰下流の水量減少区間においては、従来の取水既得権にこだわらずバランスのとれた取水を行っていくべき。(1205)   |   |
|           |   | 環利 - 1117 | ・   | ・農業水利権の更新が10年毎に行われている現状にあり、環境への配慮が急がれる今日では発電水利権についても従来のやり方を見直すべき(電力業界としてどこまで踏み込めるか)。(1206)                            |   |
|           |   | 環利 - 1118 | ・水利権の見直しについては河川管理者より上位の方での調整が必要なものもあるが、なるべく整備計画の中で取り上げていくことに期待。(1208)   | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1119 | ・この流域委員会では、維持流量の具体的な数値を個別に議論するのではなく、まずは項目の理解と課題の共通認識を持つことが重要。(1215)   | ・エネルギーあるいは環境のために自然からの恵みをいかに有効利用していくか、について議論を深める場であるべき。(1215)  |   |
|           |   | 環利 - 1120 | ・発電用水の取水によって河川の流量が減少している現状を認識することが必要。(1505)   | 水量減少区間に対する対策を講じるべき。(1505)   | 環利 - 1120, 1121   |
|           |   | 環利 - 1121 | ・   | ・九頭竜川流域委員会では水利権の見直しを提言していくべき。<br>・水利権の更新時に何らかの対策をとるためには、今の段階からこの流域委員会で議論して結果を残すべき。(1506)                              | 環利 - 1120, 1121   |
|           |   | 環利 - 1122 | ・ダム下流における河川環境の改善が必要。(1507)  | ・ダムの弾力的管理の取り組みに期待(例:真名川ダムでフラッシュ放流を試験中)。(1507)   |   |
|           |   | 環利 - 1123 | ・水利権に関しては、季節的な変動をもっと柔軟に取り入れて改善できる方法があるのではないかと。(1714)  | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1124 | ・   | ・九頭竜川の流量縦断面について、季節の変動がわかるのなら、それも示してくれるとわかりやすい。(1715)  |   |
|           |   | 環利 - 1125 | ・農業や発電に水利権が縛られており、川には水がいかない。(1718)  | ・漁業は環境にあたると思うので、漁業者にも環境としての水利権が欲しい。(1718)   |   |
|           |   | 環利 - 1126 | ・   | ・水利権については、今までにいっぱい話ができた。どういう水利権がいつ設置されて、更新の時期はいつで、季節の取水量はどれくらいか等、水利権の実態を目に見える形で示してほしい。(1719)                          |   |
|           |   | 環利 - 1127 | ・福井県は非常に水が豊かな県であるが、水が足りない状況を考えて使い方に問題があるのではないかと。(1804)  | ・問題を解決していくには、利水と環境の人たちがオープンな場で話しあっていくことが必要。(1804)   | 環利 - 1127, 1128   |
|           |   | 環利 - 1128 | ・   | ・水については、利水と環境の人たちが話し合いをし、それぞれ節約できるところは節約して使っていくことが必要。それでも水が足りない場合は、お互いにもっと節約すべきか、池あるいはダム等をつくるべきかの話し合いも必要。(1805)       | 環利 - 1127, 1128   |
|           |   | 環利 - 1129 | ・福井県は大変水が豊かということだが、上流部においては、川の自然そのものの恩恵を受けていない。(1806)   | ・   | 環利 - 1129, 1130   |
|           |   | 環利 - 1130 | ・   | ・九頭竜川水系水利情報交換会のメンバーには、大野市や漁業関係者が入っていない。情報交換の内容を深めるためにも、メンバーの見直しも是非行っていくべき。(1807)                                      | 環利 - 1129, 1130   |
|           |   | 環利 - 1131 | ・   | ・水利権の問題は非常に根が深い問題であるが、水を利用したい人と水利権を持っている人が垣根を越えて話し合いを行っていく努力が必要。(1811)  |   |
|           |   | 環利 - 1132 | ・地下水や河川の表流水の利用は、地域の実情によってかなりの違いがある。水の用途転用や水利権の事も含めて、地域の実態把握が重要。(1817)   | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1133 | ・   | ・足羽川の流量が減少している区間の解決策として、次の点について議論することが必要。<br>1) 渇水時に農業用取水を減らせるかどうかの利用者間調整<br>2) 水を貯留する施設を建設し、水が無いときにその貯留水を使用 等 (1818) |   |
|           |   | 環利 - 1134 | ・渇水時において下流の流量が確保されるためには、ダム直下で流量が減少することを差し引いて考えることが必要。(1903)   | ・ダムによる補給方策のデメリットについて、ダム下流の流量減少による景観の悪化を含めるべき。(1903)   |   |
|           |   | 環利 - 1135 | ・温暖化によって降雪量が減っており、雪融けの時期も早まっている。ダムは治水のみならず、利水にも必要である。夏場、水の無い枯れた川をダムによってカバーして、水の流れる川に近づけるのが我々の使命である。(1905)         | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1136 | ・将来の水需要(かんがい用水)の見直しについて議論されない中で、ダムで補給することを前提とすることに疑問を感じる。(1906)   | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1137 | ・ダムに常時貯水するか否かによって、ダムのつくり方が大きく異なる。まずは、ケース2、3のどちらにするかが議論の焦点になると思う。(1907)  | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1138 | ・   | ・ケース1、2、3の問題点やその対応策等についての全国的事例が参考になると思う。(1908)  |   |
|           |   | 環利 - 1139 | ・農業用水で不足している部分を県民の税金で負担するということに対して、県民のコンセンサスが得られるかがケース1の課題。(1909)   | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1140 | ・ケース3では生態系への影響は無いと思う。現在の生態系そのものは、現在の農業形態に合わせたものとなっている。ダムをつくるか否かの前に、地元の人たちが川をどのようにしたいかの議論が必要であり、費用だけではないと思う。(1911) | ・   |   |
|           |   | 環利 - 1141 | ・コスト面も大事であるが、レクリエーション等の多面的な機能を総合的に反映できるダムづくりが必要。(1912)  | ・目的を定めてできる限りの範囲で実践してほしい。(1912)  |   |
| 環利 - 1142 | ・日野川では夏休みの時期になると瀬切れが発生している。夏休みこそ十分な維持流量を確保すべき。(1914)                      | ・         |   |   |   |
| 環利 - 1143 | ・ケース3の治水のみのダムをつくった場合でも、維持流量を確保していくことは必要。これには遊水池や貯水池でまかなう案も考える余地がある。(1915) | ・         |   |   |   |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野    | 内容区分     | NO.       | 課題   | 提案   | 関連する意見等   |  |
|-------|----------|-----------|--|--|---|--|
| 環境・利水 | 水量に関すること | 環利 - 1144 | ・  | ・ダムを作って、それを最大限利用するのが人間の知恵である。(1916)  |   |  |
|       |          | 環利 - 1145 | ・従来型の発想でのダムづくりは今の時代に合わない。ダムをつくるにあたっては環境の概念が必要である。(1917)                  | ・  |   |  |
|       |          | 環利 - 1146 | ・  | ・ケース2 3 1の順で思案してもらいたい。全部は難しいのでケース2とケース3でシミュレーションしてみようか。(1921)  | 環利 - 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151   |  |
|       |          | 環利 - 1147 | ・  | ・下流の環境のために上流のダムで水量を確保しようとするれば、上流と下流の環境はトレードオフの関係にある。足羽川堰下流の農業用水を還元できるよう調整できれば、ケース3がいい。(1922)                               | 環利 - 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151   |  |
|       |          | 環利 - 1148 | ・  | ・ケース2は湯水時に農業水利に回されることが明らかであり意味が無い。ケース1とケース3の選択だと思われる。ダムと地域振興はセットになりつつあり、この視点での評価も必要である。(1923)                              | 環利 - 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151   |  |
|       |          | 環利 - 1149 | ・  | ・ダムの場合、目的をはっきりするのが大事であり、福井方式を立ち上げる意気込みで、総合的な判断が必要である。(1924)  | 環利 - 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151   |  |
|       |          | 環利 - 1150 | ・  | ・ケース3について、同じ水没するのであれば、多目的に使う方が水没者の同意も得られやすい。直ちにケース3は賛成できない。(1925)  | 環利 - 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151   |  |
|       |          | 環利 - 1151 | ・  | ・ケース3をメインに考えるのはいかがかと思う。上流の地権者の協力が得られる範囲で決めてほしい。洪水対策だけのダムより、楽しみや憩い、教育等を含めたダムの方が良いのではないか。福井市民が足羽川を大事にする流れの中でダムを位置づけたい。(1926) | 環利 - 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151   |  |
|       |          | 環利 - 1152 | ・  | ・資料は非常に詳しく、綺麗に書かれていると思います。打波川のあの過疎化した、人口が減っているところの地元住民の声を聞いてみたい。(2024)   |   |  |
|       | 水質に関すること | 環利 - 1201 | ・塩水の遡上は、臨海工業地帯にとって大きな問題として認識することが必要。(1102)                               | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1202 | ・水道水については、「量」よりも「質」の問題が要求される現状にある。(1103)                                 | ・ -  | 環利 - 1115, 1202   |  |
|       |          | 環利 - 1203 | ・ -  | ・水道水としての水質保全・向上を図るには、人工的につくられた化学物質（環境ホルモン、農薬等）の問題を含め流域全体で取り組むべき。(1104)   |   |  |
|       |          | 環利 - 1204 | ・九頭竜川の水質を、現状でダムのない足羽川と同じ状態にするのは難しい問題。(1107)                              | ・水の安定供給といったプラス面もあることを認識すべき。(1107)  |   |  |
|       |          | 環利 - 1205 | ・河道を掘削していく上で塩水の問題があるので注意が必要。特に、湯水期には付加的な環境問題も発生する。(1627)                 | ・ -  |   |  |
|       | その他      | 環利 - 1901 | ・水が豊富にあり、山があるといった我が国の地理的条件を活かしたエネルギー開発の適切な理解も必要。(423, 424)               | ・ -  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |  |
|       |          | 環利 - 1902 | ・北陸電力は水力発電の比率が高いため電気料金は安く、このことを含めた水力発電の適切な理解も必要。(452)                    | ・ -  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |  |
|       |          | 環利 - 1903 | ・水力発電は、水利使用料を支払っており、適切な理解も必要。(453)                                       | ・ -  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |  |
|       |          | 環利 - 1904 | ・水力発電については、国のエネルギー対策の観点から調整が必要。(708)                                     | ・ -  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |  |
|       |          | 環利 - 1905 | ・水力発電に対する経済面や将来需要を含めた検討が必要。流域委員会を通じて発電に対するコスト、需要等に関するデータ提供を要望。(409)      | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1906 | ・足羽川ダムの利水容量については、見直しが必要。(302)  | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1907 | ・農林水産業のあり方や水の配分については、民間の新しい発想にもとづく委員会からの提言づくりが必要。(735)                   | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1908 | ・農林漁業のあり方や利水について新しい発想を組み入れた検討が必要。(741)                                   | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1909 | ・降雨（雪）など気候変動も視野に入れた検討が必要。(743)   | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1910 | ・今後、国・県においても流域林の専門家から構成されるポストを用意し、流域林を健全に育てるということを具体的に対応していくことが必要。(1105) | ・ -  |   |  |
|       |          | 環利 - 1911 | ・  | ・水田がもつ多面的な機能を活かしながら、治水・利水・環境の調和をはかるべき。(1203)   |   |  |
|       |          | 環利 - 1912 | ・地球レベルでの環境変化（地球温暖化等）により、気象条件さらには自然環境にまで影響していることを認識することが重要。(1211)         | ・いろいろな立場の人が互いにこの実態の理解に努め、改善していくべき。(1211)   |   |  |
|       |          | 環利 - 1913 | ・  | ・既定の規則（法律等）にとらわれることなく、“どのようにして川に水を戻しながら発電をしていくか”について関係者が互いに理解を深め、強調し合いながら取り組んでいくべき。(1212)                                  |   |  |
|       |          | 環利 - 1914 | ・水力発電設備の更新にかかる費用を考慮した上で、場合によっては水力発電に置き換わる発電方法を検討することも必要。(1213)           | ・これには電力の安定供給と環境保全を視野に入れた幅広い検討を行うべき（発電事業者への提案）。(1213)   |   |  |
|       |          | 環利 - 1915 | ・水力発電は、他の発電よりも“クリーン”であるが、「“クリーン”＝“環境に優しい”」の関係にはならないと思う。(1214)            | ・  |   |  |
|       |          | 環利 - 1916 | ・  | ・河川整備計画の目標は一般的なものではなく、中流部ブロックならではの課題を抽出し、目標を設定すべき。(1508)   |   |  |
|       |          | 環利 - 2101 | ・勝山市域内の流量減少区間について河川環境が著しく悪化しており、かつての清流の回復が必要。(402)                       | ・清流ではなくみ育つこれまでの歴史を子供たちに伝えるためにも、水利権の見直しをおこなうべき。(402)  |   |  |
|       |          | 環利 - 2102 | ・下荒井堰直下流の維持流量が5m <sup>3</sup> /sでは少なく、水量の確保が必要。(706)                     | ・九頭竜川と真名川における樹林化した区域は、水量減少が原因と考えられるため、水量の見直しを行うべき。(706)  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |  |
|       |          | 環利 - 2103 | ・（総体として水が少ないという意見を受けて）(734)  | ・環境、漁業、水質、景観などの総合的な観点から「九頭竜川らしさ」を踏まえて水量を見直すべき(734)   | 環利 - 2103, 2302   |  |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野        | 内容区分                         | NO.   | 課題  | 提案   | 関連する意見等   |   |
|-----------|------------------------------|---|---|--|---|---|
| 環境・利水     | 水量に関する事                      | 環利 - 2104   | ・流量減少区間の改善は、上流住民の悲願であり課題。(203)  | ・ -  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |   |
|           |                              | 環利 - 2105   | ・水量の問題は、エネルギー問題として捉えると同時に湧水保全といった地域レベルでの水循環の検証が必要。(458)                                     | ・ -  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |   |
|           |                              | 環利 - 2106   | ・維持流量の設定にあたっては、自然流況のように季節毎に“メリハリ”をつけることも重要。(1216)   | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2107   | ・画一的な方法によって算出される必要流量と人がイメージするよい景観としての必要流量とにギャップを感じる。(1217)                                  | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2108   | ・命の循環という生態系のシステムを踏まえた上で維持流量を設定することが重要。(1218)  | ・人の五感で見た景観に対する感覚を大事にしていくべき。(1218)  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2109   | ・大野市では、治水面ではダムによって洪水はなくなった。一方で、地下水の減少や河川の減水区間発生等の環境面の問題が出てきた。(1711)                         | ・ -  |   |   |
|           | 濁水に関する事                      | 環利 - 2201   | ・濁水長期化は石徹白川の森林伐採に原因があると想定されるため、現状を把握した上で検討が必要。(455)   | ・濁水長期化の防止には、県をまたいで森林保全対策（政策）に取り組むべき。(455)  | 治 - 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106<br>環利 - 2201   |   |
|           |                              | 環利 - 2202   | ・濁水長期化（アユ漁への影響等）の防止対策が必要。(436)  | ・ -  | 環利 - 2202, 2203, 2204, 2205   |   |
|           |                              | 環利 - 2203   | ・濁水長期化による付着藻類やアユ等の生育不良の問題解決。(437)   | ・ -  | 環利 - 2202, 2203, 2204, 2205   |   |
|           |                              | 環利 - 2204   | ・足羽川ダムにおける濁水長期化の対策が必要。(454)   | ・ -  | 環利 - 2202, 2203, 2204, 2205   |   |
|           |                              | 環利 - 2205   | ・アユの盛漁期における冷水放流や濁水長期化は漁業関係者にとって深刻な問題。(1210)   | ・地域（地区）に即した対応により改善していくべき。(1210)  | 環利 - 2202, 2203, 2204, 2205   |   |
|           | 生物・景観に関する事                   | 河川環境の保全・再生に関する事   | 環利 - 2301   | ・ダム建設・堰堤整備では、工法の選定に課題。(401)  | ・工事における立木の伐採・発生土砂による魚類や鳥類の生息環境への影響に配慮すべき。(401)  |   |
|           |                              |   | 環利 - 2302   | ・横断工作物による魚類の遡上阻害に対する改善検討が必要。夏季の盛漁期における濁水対策が必要。水質保全対策の検討が必要。(723)   | ・漁業、治水、農業関係者による協議により妥協点を見出し、共存を図るべき。(726)   | 環利 - 2103, 2302   |
|           |                              |   | 環利 - 2303   | ・電源関係の交付金の地域分担割合についての検討が必要。(456)   | ・電源関係の交付金を河川環境保全（地下水涵養、流量減少区間改善等）に使うべき。(456)  | 環利 - 1102, 1103, 1104, 1105, 1107, 1108, 1112, 1901, 1902, 1903, 1904, 2102, 2104, 2105, 2303 |
|           |                              |   | 環利 - 2304   | ・（放水量が少ないと濁水して環境が悪化する、アユがすめなくなるという議論に対して）(718)   | ・ダムによる生態系への影響を踏まえて改善すべき。(718)   |   |
|           |                              |   | 環利 - 2305   | ・川づくりには住民の川とのかかわり意識を高めることが重要。(729)   | ・環境保全のためには、一般市民にわかりやすく理解しやすい目標を設定すべき。(729)  |   |
|           |                              |   | 環利 - 2306   | ・川が直面している問題に対して、改善に向けて知恵を出していくことが必要。(730)  | ・伏没水（伏流水）の実態を把握した上で生物生息・生育環境を創出するべき。源流から海まで連続した考えで取り組むべき。(730)                                |   |
|           |                              |   | 環利 - 2307   | ・ダムの弾力的運用の効果等の研究推進は必要。(425)  | ・ -   |   |
|           |                              |   | 環利 - 2308   | ・景勝地や環境の面から引き堤できない箇所がある。(515)  | ・景観保全や環境保全を踏まえた治水対策とすべき。(515)   |   |
|           |                              |   | 環利 - 2309   | ・保全を図る浅瀬やワンド等の保全対象を明確にする必要。(731)   | ・ -   |   |
|           |                              |   | 環利 - 2310   | ・魚類が遡上できていない。(801)   | ・魚類が遡上できる川を目指すべき。(801)  | 環利 - 2310, 2327   |
|           |                              | 環利 - 2311   | ・各分野で行われる事業が河川環境に与える総合的・複合的な影響を評価するために、事後評価、モニタリング等が重要である。(806)                             | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2312   | ・サケの遡上は河川環境の指標ともなるのでサケの放流事業を継続してほしい。(810)   | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2313   | ・樹林化は、横断工作物による土砂の流れの分断、その結果としての河床低下が関係している。日常的な流量の減少だけでなく、洪水による河川の攪乱がなくなったことも要因と考えられる。(804) | ・今後の河道計画に当たっては、河道がもともともっていたような水量を流し、インパクトを与える。土砂の連続性を考え、川の本流となるところには水が常時流れ、かつ土砂も流れる形をできるだけ確保することが重要。<br>・いろいろな目的を達成するために、複数の場所で目的を分散させるという考え方が重要。たとえばダムならば、複数の場所で治水や利水を目的とするダム群としてその機能を果たすことを場合によっては考えていく。(804)                          | 治 - 1214  |   |
|           |                              | 環利 - 2314   | ・ -   | ・生態、環境に視点を置いた河川整備の基本的な考え方については、以下の4点が重要と考える。<br>1) 河川敷、堤外だけで考えるのではなく、堤内外または流域単位で考える。<br>2) 支川あるいは水路のようなものは、基本的に昔の姿がわかっている場合には昔に戻す。<br>3) ピオトープ的遊水地等の治水方式も考慮しながら、生態系について配慮していく。<br>4) 水田や遊水地、ため池、里山、林地、これらと河川敷との関係を考慮し、ネットワークの形成を図る。(901) |   |   |
|           |                              | 環利 - 2315   | ・九頭竜川は、サツキマスではなくてサクラマスの川である。(903)   | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2316   | ・九頭竜川の実態としてはサツキマスとサクラマスが生息している。(904)  | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2317   | ・九頭竜川を特徴づける生物の抽出にあたっては、何を保全していくのか、その目的を明確にする必要がある。(905)                                     | ・ -  |   |   |
|           |                              | 環利 - 2318   | ・環境の目標設定にあたっては、過去にそのモデルを求めるのか、現在に基点を置くのか、また戻すことが可能であるのかという視点を含めて検討が必要。(906)                 | ・ -  | 環利 - 2318, 2321, 2322, 2325, 2326, 2328   |   |
|           |                              | 環利 - 2319   | ・河川景観を考える場合、幅広い年齢層を対象に親しんでもらう必要がある。(907)  | ・自然景観だけではなく人工的な景観を創造していくべき。(907)   |   |   |
|           |                              | 環利 - 2320   | ・昔は九頭竜川の河原でメダカを捕ることができた。(908)   | ・身近にメダカ等の魚が見られるような九頭竜川に再生すべき。(908)   |   |   |
|           | 環利 - 2321                    | ・過去に環境の目標を設定する場合には、各家庭に電気が通った昭和18年前後を目安にするという考え方もある。(909) | ・ -   | 環利 - 2318, 2321, 2322, 2325, 2326, 2328  |   |   |
| 環利 - 2322 | ・河川の生物は、一度減びたら海からは来れない。(910) | ・今の状態の川の生物が減らない方向が環境保全の原点と考えるべき。(910)                     | 環利 - 2318, 2321, 2322, 2325, 2326, 2328   |  |   |   |
| 環利 - 2323 | ・ -                          | ・目標設定にあたっては、我々が誇れるものを大事にしていくべき。(911)                      |   |  |   |   |



九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野        | 内容区分   | NO.       | 課題  | 提案   | 関連する意見等                                 |
|-----------|--|-----------|---|--|---|
| 環境・利水     | 生物・景観に関する事<br>河川環境の保全・再生に関する事                  | 環利 - 2324 | ・ -   | ・人間が安心して、川に親しみ、暮らせる形の中での共存の目安がどこになるかということ considering して目標を設定すべき。(912)   |   |
|           |  | 環利 - 2325 | ・昭和18年に戻せとか何とか言われても、人間の生活上、また現在の社会上、それを物理的に返すということは、言葉ではできても、なかなかできない。(913)   | ・目標設定にあたっては、過去に目標を求めたのではなく、今後この形態で河川を維持していくためにどういうことをなすべきか、といった考え方が重要。(913)                                    | 環利 - 2318, 2321, 2322, 2325, 2326, 2328 |
|           |  | 環利 - 2326 | ・鳥も大切だし、人間も大切である。環境の保全については、考え方の原点に二者択一の考え方があるうちは解決されないと思う。鳥は、5種類や6種類保護してももうだめです。もうそんな段階ではありません。絶滅に近い種類の方が多い。特にここに出てくるコアジサシは、かつては福井県のどこにでもいたが、今この福井県でお調べになるうと思ったら、1ペアか2ペアいるかいなかの現状である。(914) | ・これ以上悪くしないという視点が環境を考える上では重要。(914)  | 環利 - 2318, 2321, 2322, 2325, 2326, 2328 |
|           |  | 環利 - 2327 | ・九頭竜川では魚道に問題があると思う。魚道が十分に稼働しているとは思えない。ほとんどが土砂で埋まったり、半分機能しなくなっている。でこぼこのテトラポットを並び替えるのが河川の原点ではないかという気がする。(915)   | ・魚が自由に遡上降下できるようにすることが重要。(915)  | 環利 - 2310, 2327                         |
|           |  | 環利 - 2328 | ・現状よりは悪くしない、何をもって現状と捉えるのか、何を悪くしないのか、環境をどの程度まで持っていくかという内容について整理が必要。(916)   | ・ -  | 環利 - 2318, 2321, 2322, 2325, 2326, 2328 |
|           |  | 環利 - 2329 | ・植物の重要種としてはフジバカマなどを薬草として煎じて飲む人が結構いる。(919)   | ・重要種に係る情報については、非公開とすべき。(919)   | 環利 - 2329, 2330                         |
|           |  | 環利 - 2330 | ・鳥の場合、特に猛禽などの扱いは極力伏せており、それが原則になっている。(920)   | ・重要種に係る情報については、非公開とすべき。(920)   | 環利 - 2329, 2330                         |
|           |  | 環利 - 2331 | ・ -   | ・河川敷や堤防法面の樹木の伐採は、治水上の問題や環境に与える影響を十分に配慮し、計画的に行っていくべき。(1510)   |   |
|           |  | 環利 - 2332 | ・日野川（武生と鯖江の間）では、河道内樹木による水害が心配されている。(1801)   | ・日野川流域交流会では、昨年の12月に行政・専門家・住民が共に協議し、樹木の伐採方針を決定した。今後は、樹木の伐採方法、時期、区域等については現地での立ち会いの下、実施していくということで合意した。(1801)      | 環利 - 2332, 2334                         |
|           |  | 環利 - 2333 | ・福井市内の河川水質で、平成10年に馬渡川のBOD値が30mg/Lに突出して高くなっているが、行政側の認識は。(1802)   | ・ -  |   |
|           |  | 環利 - 2334 | ・ -   | ・真名川ダムの弾力的管理試験は、河川環境の問題を考える上で、トライアル的には良い試みだと思う。(1803)  |   |
|           |  | 環利 - 2335 | ・ -   | ・フラッシュ放流については、実施と結果はあるが、まだ水利権の問題は残っている。今後、この結果をどうにかしていくのか、議論を行えるような形で整理してもらおうとわかりやすい。(1808)                    |   |
|           |  | 環利 - 2336 | ・ -   | ・フラッシュ放流については、実施と結果はあるが、まだ水利権の問題は残っている。今後、この結果をどうにかしていくのか、議論を行えるような形で整理してもらおうとわかりやすい。(1808)                    |   |
|           |  | 環利 - 2337 | ・竹田川では、ダムが建設されたことにより洪水による被害は無くなったが、川の水の減少等の環境の変化が見られる。ダム建設にあたっては、環境への配慮が必要。(2105)   | ・ -  |   |
|           |  | 環利 - 2338 | ・ -   | ・瀬・淵をつくることや、草が生えているということだけで環境に配慮していると考えられるのではなく、その川独自の本来の姿を理解することが重要である。(2114)                                 | 環利 2338, 2339                           |
|           |  | 環利 - 2339 | ・ -   | ・改修計画では、達成し得る最低限の環境目標を設定し、その目標達成に向けた取り組み方をわかりやすく説明していくことが重要。川は住民の共有財産であり、この財産の評価は科学的に行っていくべき。(2115)            | 環利 2338, 2339                           |
|           | その他  | 環利 - 2901 | ・農業の方法（農業による水質汚染）や水循環といった観点からの検討を流域委員会に要望。(744)   | ・ -  | 環利 - 2901, 3903                         |
|           |  | 環利 - 2902 | ・護岸の形態、瀬や淵の状況等のきめ細かな川の状況がわかる情報の提供が必要。(723)  | ・ -  |   |
|           |  | 環利 - 2903 | ・遊水地と河道掘削とでは、後者のほうが環境への影響が大きい。(739)   | ・地域活性化や生態系保全を含めて整備メニューを検討すべき。(739)   | 治 - 1211, 1215, 1217<br>環利 - 2903, 2904 |
|           |  | 環利 - 2904 | ・ダムにより洪水を完全に防ぐのは20世紀の発想。(719)   | ・治水、利水面に環境面を含めて、両者を調整した治水方式を考えるべき。(719)  | 治 - 1211, 1215, 1217<br>環利 - 2903, 2904 |
|           |  | 環利 - 2905 | ・ -   | ・流域の問題を考えるにあたって、自然再生法に基づいた新しい考え方を根付かせていくべき。(1219)  |   |
|           |  | 環利 - 2906 | ・ -   | ・下流部ブロックの都市内河川では、人目に接する機会が多いため、水質が悪く、ゴミも多いのが目につく。河川改修では、事業費のみならず、美観・治水を融合させることによってゴミを捨てない等の付加的な価値も考慮すべき。(2109) |   |
|           | 親水・利用に関する事<br>川と人のふれあいの場の創出に関する事<br>川と人のふれあいの場 | 環利 - 3101 | ・九頭竜川の清流で人々がはぐくみ育ってきたこれまでの歴史を次世代に継承することが必要。(403)  | ・自然と共に生き、危険にも対処して共生できるような人間を育成するためには、清流を回復させるべき。(403)  |   |
|           |  | 環利 - 3102 | ・子供たちが川とかかわる機会の減少。(406)   | ・ -  | 環利 - 3102, 3104, 3105, 3106             |
|           |  | 環利 - 3103 | ・川に棲む生物や水とのふれあいが、川の大切さを理解をさせることが重要。(407)  | ・子供たちが川とふれあえる場を確保していくべき。(407)  |   |
|           |  | 環利 - 3104 | ・河川への関心を育てる方策が必要。(451)  | ・ -  | 環利 - 3102, 3104, 3105, 3106             |
|           |  | 環利 - 3105 | ・子どもが岸辺において川の水に手を触れ、遊べない。(721)  | ・ -  | 環利 - 3102, 3104, 3105, 3106             |
|           |  | 環利 - 3106 | ・河川に関する学習に対し福井県の学校は関心が薄い。(727)  | ・ -  | 環利 - 3102, 3104, 3105, 3106             |
|           |  | 環利 - 3107 | ・都市とは違う九頭竜川の特徴を生かした親水施設の検討が必要。(441)   | ・河川本来の水の流れを学習できる場を整備していくべき。(441)   |   |
|           |  | 環利 - 3108 | ・今後、整備された親水施設の管理方法についての取り組みが必要。(440)  | ・住民との連携による持続可能（後世への継承）な親水施設とするべき。(440)   |   |
|           |  | 環利 - 3109 | ・川を楽しむ、親しむ視点から、危険性も踏まえた検討が必要。(716)  | ・ -  |   |
|           |  | 環利 - 3110 | ・九頭竜川の支流では、市民が川を少しでも美しくしようと活動に取り組んでおり、こうした動きを育てる必要がある。(451)   | ・ -  |   |
| 環利 - 3111 |  | ・ -       | ・学校等にピオトープをつくるよりも、実際の河川を学習や遊びに利用する工夫をすべきである。(809)   |  |   |
| 環利 - 3112 |  | ・ -       | ・サケなど遡河魚は捕獲が禁じられているが、禁止する意味は薄く、むしろ環境学習などに有効に活用すべきである。(811)  |  |   |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野          | 内容区分                | NO.   | 課題  | 提案   | 関連する意見等   |  |
|-------------|---------------------|---|---|--|---|--|
| 環境・利水       | 親水・利用に関する事<br>の創出に關 | 環利 - 3113                                   | ・ -   | ・「川をいとしむ」「親水の気持ちを共有する」ことを課題として付記すべき。(1019)   |   |  |
|             |                     | 環利 - 3114                                   | ・ -   | ・「河川とのふれあい・体験学習の場」という表現があるが、なかなか川の水に触れられる場所が少ないので、水辺に降りられる場所を所々で設けてほしい。また、河川に由来する歴史・文化という視点から一つの個性になる。九頭竜川のアユは九頭竜の特徴の一つである。(917) | 環利 - 3201, 3202   |  |
|             |                     | 環利 - 3201                                   | ・ 河川環境についても、九頭竜川の個性を持たせることが必要。(917)   |  |   |  |
|             |                     | 環利 - 3202                                   | ・ 九頭竜川という名前からして歴史を持っている。また、交通の要路として、勝山だけでも四つも五つも渡しがある。小舟渡というのは、小さい舟が渡したのだという名前で残っており、現在でも鶴の島の渡という場所で船をつないだ鎖も残っている。さらに古代から中世にかけては九頭竜川という大河を要塞として合戦の場ともなった。昔の歴史、川を中心にした歴史を考えるだけでも非常に興味深いものが多い。(918) | ・ 歴史・文化といった観点を目標の一つに含めるべき。(918)  | 環利 - 3201, 3202   |  |
|             |                     | 環利 - 3203                                   | ・ 川と人、川と地域との係わりを深めていくことが重要。(1020)   | ・ 各流域住民の年長者からの記憶の収集を行い、整理して公開していく方法を検討すべき。(1020)   |   |  |
|             |                     | 環利 - 3204                                   | ・ 「歴史・文化の発掘に努める」とい方向性の中で、女神川の大洪水の歴史など、災害の歴史についても視点を向けていくことが必要。(1021)  | ・ -  |   |  |
|             |                     | 環利 - 3205                                   | ・ 歴史を学ぶとともに、歴史性の深い九頭竜川を大事にしていく気持ちを育てていくことが重要。(1022)   | ・ -  |   |  |
|             |                     | 環利 - 3206                                   | ・ -   | ・ これまでの長い歴史の中で育んできた川と人との関係というものが歴史・文化・民間風俗であり、そこには例えば伝統的な漁業や祭り等の地域特有の文化が存在する。これらを河川整備に反映させていくべき。(1512)                           |   |  |
|             |                     | 環利 - 3901                                   | ・ 一つ一つの問題に丁寧に対処していくことが水問題を考える上で必要。(712)   | ・ プレジャーボートの不法係留については、地方自治体等が建設的に対応すべき。(712)  |   |  |
|             |                     | 環利 - 3902                                   | ・ プレジャーボートによる水質汚染の現状を把握した上で対策が必要。(713)  | ・ -  |   |  |
|             | 環利 - 3903           | ・ 農政（農薬肥料の問題等）も含めて水辺の楽校の整備検討が必要。(457)       | ・ -   | 環利 - 2901, 3903  |   |  |
|             | 環利 - 3904           | ・ ゴミ問題も含めた環境全体のことの検討を流域委員会に要望。(450)         | ・ -   |  |   |  |
|             | 環利 - 3905           | ・ 堤防の天端が荒れていて漁協の漁業監視等に支障があるので、対応してほしい。(808) | ・ -   |  |   |  |
|             | 環利 - 3906           | ・ -   | ・ 九頭竜川の河川敷を雪捨て場として利用しているが、水質に対して問題がないか配慮が必要。青森県の事例では、直接川に捨てるのではなく、一時的プールに貯めて、きれいな水のみを放流するようにしている。(1812)   |  |   |  |
|             | 環利 - 3907           | ・ -   | ・ ゴミ投棄に対しては、行政がもっと働きかけて川のありがたさを広報することが、ひとつの対策だと思う。(1816)  |  |   |  |
|             | 地域との連携              | 地域活性化に関する事                                  | 地 - 1101  | ・ 水没することになる地域の社会構造を維持できるダム建設が必要。(408)  | ・ -   |  |
|             |                     |   | 地 - 1102  | ・ 池田町のダムサイト周辺の山村の振興が必要。(410)   | ・ -   |  |
|             |                     |   | 地 - 1103  | ・ 九頭竜川上流域、足羽川流域の天然林の減少について検討が必要。(412)  | ・ -   |  |
|             |                     |   | 地 - 1104  | ・ 農林水産業のあり方や水の配分については、民間の新しい発想にもとづく委員会からの提言づくりが必要。(735)  | ・ -   |  |
|             |                     |   | 地 - 1105  | ・ 農林漁業のあり方や利水について新しい発想を組み入れた検討が必要。(741)  | ・ -   |  |
|             |                     |   | 地 - 1106  | ・ 費用対効果のみによる公共事業の実施については見直しが必要。(447)   | ・ 我々が知恵を出し、財政が厳しくなっているなかでいるような問題を俎上に乗せながら、優先順位をつけてやり、その地域に住む住民が選択していくべき。(447) |  |
| 地 - 1107    |                     |   | ・ 遊水地と河道掘削とでは、後者のほうが環境への影響が大きい。(739)  | ・ 地域活性化や生態系保全を含めて整備メニューを検討すべき。(739)  |   |  |
| 地 - 1108    |                     |   | ・ ダムの小型化（ダム群・遊水地）による複合的利用の検討が必要。(720)   | ・ -  |   |  |
| 地域住民対応に関する事 |                     | 地 - 2101                                    | ・ ダム問題の早期決着が必要。(205, 417, 439, 443, 445)  | ・ -  |   |  |
|             |                     | 地 - 2102                                    | ・ ダム問題交渉に係わる適切な地元対応が必要。(418)  | ・ -  | 地 - 2102, 2110  |  |
|             |                     | 地 - 2103                                    | ・ ダム水没予定地域の住民の心情に配慮し、地元還元等の措置が必要。(442)  | ・ -  |   |  |
|             |                     | 地 - 2104                                    | ・ 下流域の安全な暮らしを守るためには、多少の犠牲もやむを得ず、ダム問題については前向きな対応が必要。(446)  | ・ -  |   |  |
|             |                     | 地 - 2105                                    | ・ 出水時におけるダムの洪水調節効果について、ダムがなかった場合と比較しての住民への情報提供を行うことが必要。(508)  | ・ ダムがなかった場合と比較しての情報などをわかりやすく提供すべき。(508)  |   |  |
|             |                     | 地 - 2106                                    | ・ 建設中の榎谷ダムや足羽川ダムについて、湧水時や災害時における効果が強調されているが、それ以外のダムの効果も紹介する必要がある。(717)  | ・ ダムによる流量の安定なども住民に紹介するべき。(717)   |   |  |
|             |                     | 地 - 2107                                    | ・ 20、30年先を考えると、利水、環境保全に住民活動が重要な役割を果たすので、住民の川とのかかわり意識を高めることが必要。(728)   | ・ -  |   |  |
|             |                     | 地 - 2108                                    | ・ 洪水、災害への対応は住民が重要であり、住民の対処意識を高めることが必要。(510)   | ・ NPO団体に対し、委員会で示されたような情報の提供を行うべき。(510)   | 地 - 2108, 2109, 2111, 3114  |  |
|             |                     | 地 - 2109                                    | ・ 洪水、災害への対応は住民が重要であり、住民の対処意識を高めることが必要。(511)   | ・ NPO団体に対する支援を強めるべき。(511)  | 地 - 2108, 2109, 2111, 3114  |  |
|             |                     | 地 - 2110                                    | ・ (河川管理者が足羽川ダム代替案を説明した際、委員から質問されて始めて代替案を選択する旨述べた点について)(434)   | ・ 住民への誠意ある説明態度が必要。(434)  | 地 - 2102, 2110  |  |
|             |                     | 地 - 2111                                    | ・ 住民参画の方法やネットワークの方法が課題。(428, 429, 430)  | ・ 地道な実践活動を通じて、住民の意見を聴く場づくりをするべき。(428, 429, 430)  | 地 - 2108, 2109, 2111, 3114  |  |
|             |                     | 地 - 2112                                    | ・ 水の過不足についてはスケール毎（地球、全国、流域）にそれぞれ偏りがある。(714)   | ・ 地元の河川の事情をよく知る人たちと議論すべき。(714)   |   |  |
|             |                     | 地 - 2113                                    | ・ 洪水被害の軽減に向けた地域レベルでの取り組みに対し、行政からの補助金・優遇措置等も検討することが必要。(820)  | ・ -  |   |  |
|             |                     | 地 - 2114                                    | ・ 地震という自然災害に備えると同じように、治水に関しても、住民の被害に対する意識啓発を図っていくことが重要。(1411)   | ・ -  |   |  |
|             |                     | 地 - 2115                                    | ・ -   | ・ 過去の被害を受けて、どこが改善され、どういう対策を講じたかを提示することが、今後の議論の参考となる。(1415)   |   |  |
|             |                     | 地 - 2116                                    | ・ -   | ・ 河川整備を総合的に行うために必要な事項として「地域住民との協働」とあるように、ホタルが飛び交うような水辺環境を保全していく場合には、行政だけでなく、その地域住民やボランティアとの連携が必要。(1504)                          |   |  |
|             |                     | 地 - 2117                                    | ・ 地域住民、子供たちに対して誰が主体となって河川愛護意識の啓発や教育を実施していくのが課題。(1608)   | ・ -  |   |  |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野             | 内容区分   | NO.  | 課題   | 提案   | 関連する意見等                    |
|----------------|--|--|--|--|----------------------------|
| 地域との連携         | に関すること   | 地 - 2118   | ・ -  | ・「協働」という言葉のみではなく、福井県としての取り組みや実績等も踏まえた表現をすべき。(1610)   |                            |
|                |  | 地 - 2119   | ・ -  | ・福井市民の方に治水のことを知ってもらい、川に対する意識を高める必要がある。(2110)   |                            |
|                |  | 地 - 2120   | ・ -  | ・水と緑のネットワーク整備を実現していくためには、水の管理や利用が一樣ではないので、いかに地域との連携を図っていくかが重要である。また、日頃から維持管理に携わっている住民に対しては、整備計画の段階から協力をしてもらい、よりよい関係を築いていくべき。(2116) |                            |
|                | 住民意見聴取に関すること                                   | 地 - 3101   | ・委員会の意見が整備計画にどの程度織り込まれているか、吟味する必要がある。(618)   | ・意見聴取は原案に委員会の意見を反映した後とすべき。(618)  |                            |
|                |  | 地 - 3102   | ・委員は住民意見聴取のなかで原案を推進していく役回りにあると思う。(617)   | ・委員会の意見を反映した原案を住民に見てもらうべき。(617)  |                            |
|                |  | 地 - 3103   | ・議題によっては委員も意見を言うことにより、意見聴取が活性化する。(525)   | ・委員もオブザーバーとして集会に参加すべき。(525)  |                            |
|                |  | 地 - 3104   | ・（委員の意見を集約）(533)   | ・集会に委員はオブザーバーとして参加。頻度、場所による制約もあり得るが、河川管理者に同行する場面を用意する。(533)  |                            |
|                |  | 地 - 3105   | ・河川管理者がつくる原案と、一般の方の意識との間を埋める作業として流域委員会があるのではないか。(620)                              | ・委員会の役割として、意見聴取に向けて論点を絞ることに留意すべき。(620)   |                            |
|                |  | 地 - 3106   | ・ -  | ・意見聴取は「聴くだけ」の場としないで計画に反映するべき。(622)   |                            |
|                |  | 地 - 3107   | ・河川法の精神を汲み取れば、意見聴取は「聴くだけ」の場ではない。(623)  | ・住民から委員会と異なる視点があれば、委員会に差し戻すこともあり得る。(623)   |                            |
|                |  | 地 - 3108   | ・（委員の意見を集約）(532)   | ・ひとつの方法だけでなく、色々の手法の組み合わせというスタンスをとるべき。(532)   |                            |
|                |  | 地 - 3109   | ・自由参加という気軽に参加できるが出席名簿をつくるとなると躊躇してしまう。(625)   | ・集会は自由参加とし、テレビ等で意見聴取の集会を告知するとよい。(625)  |                            |
|                |  | 地 - 3110   | ・他河川での事例を見ると非常に参加者は多い。また事例から見て、精粗が出てくることはやむを得ない。(626)                              | ・集会は河川管理者が決めた人を呼ぶのではなく自由参加とすべき。(626)   |                            |
|                |  | 地 - 3111   | ・日野川水系は広く、足羽川水系は大きな問題を抱えており、意見聴取の集会が1回で済まない場合も考えられる。(628)                          | ・集会の回数は地域の状況に合わせて対応すべき。(628)   |                            |
|                |  | 地 - 3112   | ・委員会で河川管理者の説明を聞き、現状や課題について驚く点、初めて知り得た点が多かった。(431)                                  | ・住民への意見聴取は委員会での論点等やデータ等も含め、十分な情報提供の上で行うべき。(431)  |                            |
|                |  | 地 - 3113   | ・流域委員会で説明されるような内容については、地域住民にも積極的に情報提供していく必要がある。(522)                               | ・委員会での議論の要点やデータを、色々な媒体にオープンに提示して地域住民に提供すべき。(522)   |                            |
|                |  | 地 - 3114   | ・NPO団体が熱心に活動を展開しており、今後防災の啓蒙などで関係を深めることが必要。(627)                                    | ・住民だけでなくNPO団体との意見交換の場を持つべき。(627)   | 地 - 2108, 2109, 2111, 3114 |
|                |  | 地 - 3115   | ・住民に河川整備への関心を深めてもらうことが必要。(521)   | ・NPO団体等とも連携して住民意見聴取を行うべき(521)  |                            |
|                |  | 地 - 3116   | ・原案をつくる過程で住民の意見を聞く必要がある。(624)  | ・HPなど集会以外の方法を工夫して意見を聴いておくべき。(624)  |                            |
|                |  | 地 - 3117   | ・下流部での拡幅などの治水対策との関係があるにも関わらず、福井市民は足羽川およびダムの問題について関心や知識が不足している。(531)                | ・足羽川とダムについて福井市民が真剣に考える場をつくるべき。(531)  |                            |
|                |  | 地 - 3118   | ・水害から生命・資産を守る方策を住民に説明するにあたっては、これらの前提となる事柄を話しておくことが必要。(1412)                        | ・ -  |                            |
|                |  | 地 - 3119   | ・ -  | ・記者会見のような形式、あるいはマスメディアを通じて委員会での議題や決定事項を広報することにより、住民は関心を寄せる（住民の志気が高まる）と思う。(1413)  |                            |
|                |  | 地 - 3120   | ・今後、住民の意見を聴取していく上で、今までの議論の内容をいかにわかりやすく説明できるか、また住民の考えをいかに反映させていくかが重要。(1414)         | ・ -  |                            |
|                | 地 - 3121                                       | ・ -  | ・はっきりした原案（案）が出来てから住民意見聴取に入るべきだと思う。今のままだと、ただの聴く会になってしまう。(1721)                      | 地 - 3121, 3123   |                            |
|                | 地 - 3122                                       | ・ -  | ・ブロックだけの説明だとわかりにくいので、全体の内容も示した方がいい。(1722)  |  |                            |
|                | 地 - 3123                                       | ・ -  | ・政策を決定していくプロセスで住民が参加していくのもいい。(1723)  | 地 - 3121, 3123   |                            |
| 地 - 3124       | ・ -  | ・専門的な意見をもとにみんなのベクトルを同じ向きに向けてから、一般住民に問いかけた方がよい。(1724)                         |  |  |                            |
| 地 - 3125       | ・住民意見聴取をする前に、河川整備計画原案（案）の成熟度をどうするか議論が必要。(1725) | ・ -  |  |  |                            |
| 地 - 3126       | ・総合的に議論していくのも必要だが、そろそろまとめていく議論も必要。(1726)       | ・ -  |  |  |                            |
| 流域委員会での検討のスタンス | 流 - 1101                                       | ・福井県にもダムのない川がひとつくらいあってほしいという観点での整備目標の検討が必要。(460)                             | ・ -  |  |                            |
|                | 流 - 1102                                       | ・議論の基礎となる数値等の妥当性の検証が必要。(204)   | ・ -  |  |                            |
|                | 流 - 1103                                       | ・（委員の意見を集約して）(207)   | ・河川整備計画の骨子については、流域委員会として九頭竜川水系の現状、及びあり方を踏まえたくて提出すべき。(207)                          |  |                            |
|                | 流 - 1104                                       | ・（委員の意見を集約して）(629)   | ・河川管理者は流域委員会の意見を集約したものを尊重して整備計画の原案を作成すべき。(629)                                     |  |                            |
|                | 流 - 1105                                       | ・委員会を、それぞれ自分たちが当面問題にしていることの苦情の場とせず、全体のフレームとして九頭竜川の将来をどうしていくかを確認する必要がある。(206) | ・九頭竜川の整備目標については広くバランスよく審議していくべき。(個別の案件のみに偏らない)。(206)                               |  |                            |
|                | 流 - 1106                                       | ・国と地方自治体の管理区間については、別の河川のごとく扱う傾向もあるが、川は一体のものとして考えていく必要がある。(606)               | ・ -  |  |                            |
|                | 流 - 1107                                       | ・ -  | ・国・県の管理に関わらず、流域全体で計画を考えるべき。(201)   |  |                            |
|                | 流 - 1108                                       | ・ -  | ・流域委員会は、ダムの選択も含めた治水の基本的な対策を20～30年間のスパンで検討する場であるべき。(817)                            |  |                            |
|                | 流 - 1109                                       | ・ -  | ・足羽川ダムについてはすでにダム審議会の答申もあるが、流域委員会のコンセプトは広く地域の有識者に意見を聞くという点にあるので、さらに意見交換していくべき。(825) |  |                            |

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表） （太枠は第22回委員会での発言）

| 分野             | 内容区分     | NO.      | 課題   | 提案  | 関連する意見等            |
|----------------|----------|----------|--|---|--------------------|
| 流域委員会での検討のスタンス |          | 流 - 1110 | ・ -  | ・省庁の連携に係わる意見内容について、整備計画のなかでどこまで踏み込むかは流域委員会として重要な視点である。(807)   |                    |
|                |          | 流 - 1111 | ・河川のNPO活動では農林水産関係など他分野との連携を強めようとしており、整備計画の策定についても、縦割り行政の弊害がないように進めるべき。(819)  | ・ -   |                    |
|                |          | 流 - 1112 | ・ -  | ・治水事業の費用対効果等に関する勉強会を開催していくべき。(1009)   |                    |
|                |          | 流 - 1113 | ・ -  | ・産業構造に河川が非常に痛めつけられてきているということを主張したい。農業の基盤整備のあり方をどうするかということも流域委員会で議論すべき。(1023)  |                    |
|                |          | 流 - 1114 | ・ -  | ・水量減少区間で最低限必要となる流量は、この流域委員会で提言していくべき。(1111)   |                    |
|                |          | 流 - 1115 | ・この流域委員会では、今ある法律の枠内で動くのではなく、社会情勢や地域のニーズに合わせて地域単位で改善に向けた議論を展開していくことが必要。(1209) | ・ -   |                    |
|                |          | 流 - 1116 | ・ -  | ・水利権の決定手順について知りたい。それに対して流域委員会がどのようにアプローチするかが大きな役割となる。(1220)   |                    |
|                |          | 流 - 1117 | ・ -  | ・物理的条件から算出される必要流量と生態系から必要とされる流量とをすり合わせていくことも、この流域委員会の中で努力していくべき。(1221)  |                    |
|                |          | 流 - 1118 | ・ -  | ・この流域委員会では、河川毎に戦後最大となる降雨量・流量の実績、さらに現状での整備状況やダムの効果の踏まえて、今後の河川整備のあり方について議論していくべき。(1303)   |                    |
|                |          | 流 - 1119 | ・ -  | ・流域委員会の役割は、「どのような治水構造物をつくるのか」、「ダムを整備するかどうか」、「利水・環境のために貯水するか」の3つを議論する場であると認識している。このような議論ができるために、この場では技術的な部分の説明は極力少なくし、アウトプットを提示して議論していくべき。必要に応じて詳細な資料を提示していく方式がよい。(1324) | 流 - 1119,1120      |
|                |          | 流 - 1120 | ・ -  | ・技術的な話ではなく、地域の人々にとってわかりやすく、具体的な例で話を詰めていくべき。(1326)   | 流 - 1119,1120      |
|                |          | 流 - 1121 | ・ -  | ・治水面のみならず、環境面、利水面を含めて議論をしていく必要があるため、資料を作成する段階でも他の部（水産、農林等）と連携してはどうか。(1605)  | 流 - 1121,1122,1123 |
|                |          | 流 - 1122 | ・ -  | ・県庁の林野、環境等のセクションがオブザーバーとして、この委員会への参加を促してはどうか。(1606)   | 流 - 1121,1122,1123 |
|                |          | 流 - 1123 | ・ -  | ・河川的环境という部分については、土木のみならず生物学や生態学の専門の方々の意見を取り入れていくことが必要。(1607)  | 流 - 1121,1122,1123 |
|                |          | 流 - 1124 | ・ -  | ・部局を乗り越えてあらゆるデータを集め、検討し、最大限の努力をした後にダム新設に望む姿勢が重要。(1615)  |                    |
|                |          | 流 - 1125 | ・ -  | ・技術的な意見を踏まえ、この流域委員会でダムをつくるべきか、否かの方針を出すべき。(1619)   |                    |
|                |          | 流 - 1126 | ・ -  | ・整備メニューに対しては、事業費や費用対効果の観点から議論した上で、この委員会がどうするかを考えるべき。(1620)  |                    |
|                |          | 流 - 1127 | ・ -  | ・「流域委員会意見の反映箇所確認表」のように、委員会が出された意見が原案（案）のどこに反映されているか整理してくれるとわかりやすい。(1628)  |                    |
|                |          | 流 - 1128 | ・流域委員会では、河川整備計画についてどこまで議論し、明示していくのかを議論する必要がある。(1708)                         | ・ -   |                    |
|                |          | 流 - 1129 | ・ -  | ・当委員会では、是非とも部局を乗り越えて議論をしていきたい。(1720)  |                    |
|                |          | 流 - 1130 | ・ -  | ・この流域委員会は、ダムが良いか悪いかの話し合いではなく、将来に向かってどうしていくのが地域にとってベストなのかを考える場である。(2021)   |                    |
|                |          | 流 - 1131 | ・ -  | ・市民にわかりやすく説明するためには、生活レベルの目線で話す必要がある。また、数字だけではイメージができないので、視覚的にわかりやすい広報を心がけて欲しい。(2111)  |                    |
|                |          | 流 - 1132 | ・ -  | ・委員会として足羽川ダム建設の是非について、早期結論を出すべき。(2209)  |                    |
|                | 流 - 1133 | ・ -      | ・流域委員会は委員の意見を集約する場であるので、事業内容、事業方法については行政の判断に委ねるべきである。(2210)                  | 治-1277  |                    |